平成２１年（再ロ）第９号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目４番地　市営住宅Ｅ―403号
再生債務者　今　　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月13日まで
平成21年10月23日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第１号
宮城県角田市角田字南58番地６
再生債務者　武田　貴欣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月13日まで
平成21年10月23日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（再ロ）第１２号
沖縄県浦添市牧港４丁目21番５号
再生債務者　川村　由美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月19日まで
平成21年10月22日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第９号
北海道上川郡美瑛町丸山１丁目７番40号
再生債務者　大久保とし子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月20日まで
平成21年10月23日　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第３号
鹿児島県肝属郡肝付町宮下435番地３
再生債務者　恒吉　竜弥
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月９日まで
平成21年10月26日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２１年（再ロ）第１００８７号
埼玉県志木市中宗岡４―８―12
再生債務者　大橋　信秋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月６日まで
平成21年10月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００８９号
東京都世田谷区鎌田１―19―２―101
再生債務者　高橋　久雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月６日まで
平成21年10月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００７３号
東京都八王子市別所２―29―９―203
再生債務者　大庭　和男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月９日まで
平成21年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００８５号
東京都世田谷区経堂３―35―４
再生債務者　鷲崎　恵美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月９日まで
平成21年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第８号
高知市神田1151番地１　サーパス神田公園903
再生債務者　今村　祐介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月23日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第３号
千葉県八街市八街い183番地10
再生債務者　佐藤　克憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月21日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（再ロ）第５号
岡山市北区青江５―13―16　プレジール矢杉202号、住民票上の住所京都市中京区壬生土居ノ内町31番地
再生債務者　中村　肇尚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月23日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第６号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目４番３号
再生債務者　宮永かつ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月22日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第７号
岡山市中区藤崎516番地15
再生債務者　春本佳代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月23日
岡山地方裁判所第３民事部

企業年金基金変更公告

東洋建設企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都江東区青海二丁目４番24号
2．旧事務所の所在地　東京都江東区青海二丁目43番地
3．変更年月日　平成21年11月１日
平成21年11月２日　東洋建設企業年金基金
理事長　毛利　茂樹

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務を全部承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。
三社の株主総会の承認決議（甲乙丙ともに会社法第三九九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十一年十月三十一日に終了しております。
効力発生日は平成二十二年一月一日であり、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月一日
掲載頁　九十七頁（号外第七十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月一日
掲載頁　九十五頁（号外第七十号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月一日
掲載頁　九十六頁（号外第七十号）
平成二十一年十一月二日
東京都中央区八丁堀三丁目一番九号
（甲）アサヒフードクリエイト株式会社
代表取締役　須藤　明弘
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番三六号
（乙）株式会社アサヒビールアネックス
代表取締役　福岡　修司
東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号
（丙）株式会社隅田川フルーインダ
代表取締役　福岡　修司